

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成30年6月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800002号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1800004号

第1 結論

昭和57年7月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年7月から昭和63年3月まで

私は、昭和57年7月に会社を退職し、同年8月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、市役所から年度当初にまとめて送られてきた納付書で、毎月、市役所の窓口で納付していた。請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年8月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者に係る改製原戸籍の附票によると、請求者の当時の住所はB市となっていることが確認できることから、請求者が同年8月頃にA市において加入手続を行うことはできない上、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和63年3月ないし同年4月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、市役所から年度当初にまとめて送られてきた納付書で、毎月、市役所の窓口で納付していたと主張しているが、前述の推認される国民年金の加入手続時点において、i) 昭和57年7月から昭和60年12月までの保険料については、時効により納付することができないこと、ii) 昭和61年1月から昭和63年3月までの保険料については、過年度納付又は現年度納付することは可能であるが、当該期間のほとんどの保険料については遡って納付することとなるところ、請求者は、請求期間の保険料を遡って納付した覚えはないとしていることから、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に別の手

帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。